

令和 2 年 5 月 25 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03487

研究課題名（和文）子の奪い合い予防に着目した父母の離婚前取り決めを促進・支援するイギリス制度の研究

研究課題名（英文）Child arrangements support system focusing on prevention against parental child abduction in England and Wales

研究代表者

佐藤 千恵（Sato, Chie）

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：60440575

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、民間の家事調停（Family Mediation）の利用充実・強化に力を注ぐイギリスの取り組みに着目し、子の監護に関する取り決めを促進する近年の法制度の動きと第三者支援の実態について調査した。その結果、裁判移行前の支援の単一化策の限界、これを補完する裁判移行後の支援の個別化・多様化、支援の個別化・多様化に向けた新たな展開を明らかにすることができた。本研究は、子をめぐる紛争予防の見地から、日本における効果的な支援システム構築を検討するうえで、支援の個別化・多様化とトリアージの重要性に関し有益な示唆を得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子をめぐる争いの予防を目的としたイギリス法の取り組みとその問題点、新たな動きを明らかにすることによって、予防法的視点の乏しい日本の法構造の転換に有益な材料を提供することができた。その点に学術的意義があるといえる。また、当事者間の合意形成に対する支援システムには、早期の段階から家族事情を選別するトリアージとそれに基づく支援の個別化・多様化の実現が重要な要素となることを示した。支援の個別化・多様化には民間団体等との連携が不可欠である。日本の裁判所のインフラ整備の困難性を補完しつつ、日本での紛争予防に向けた効果的な支援システムの構築を検討するうえで有益な示唆を得られた点に社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：In this study, trends in family law in recent years and child arrangements support by third-party had been investigated by focusing on efforts of promoting the use of family mediation. As a result, limitation of operation as just one support service before family procedure, individual and diverse support pending family procedure and their new development were revealed. From an aspect of prevention against parental child abduction, it was suggested that individual and diverse supports, and triage depending on each family's situation were important in order to discuss about implementing an efficient support service in Japan.

研究分野：民事法学（家族法）

キーワード：子の監護 紛争予防 当事者間の合意形成 家事調停 イギリス 子の奪い合い

## 1. 研究開始当初の背景

子の奪い合いなど親どうしの子をめぐる争いは、子の精神的負担を増大させ健全な成長発達を阻害するおそれがある。子の福祉を実現するためには、父母間の子をめぐる争いの軽減・予防こそが喫緊の課題といえる。近年、欧米諸国においては、別居または離婚後の子の監護に関して、事前に父母間で取り決めがなされれば、それが父母らの行為規範となり、紛争予防手段の1つとなりうるものと期待されている。ただし、紛争予防手段となりうる取り決めは、(a)父母らの十分な協議により合意形成がなされ、かつ(b)合意内容が子の福祉に適合するために将来的な変更可能性も加味した実質的調整を経たものである必要がある。

日本では、子の将来を左右するとともに父母らの行為規範を形成する重要な事柄であるにもかかわらず、子の監護事項の決定が父母の任意に委ねられている(民法766条参照)。予防法的視点に欠ける法構造といえる。実際に取り決め率も低い。

その点、大半の親が子の監護に関する取り決めを行うというイギリスにおいては、かつて未成年子を有する親が離婚する際に適用される制度として「子のための取り決め陳述書提出制度(statement of arrangements for children)」(以下「陳述書提出制度」という)が設けられていた(1973年婚姻事件訴訟法(Matrimonial Causes Act 1973)旧41条)。陳述書提出制度は、離婚申立て時に離婚後の子の監護に関する取り決め状況を申告させ、裁判所がこれを子の福祉の観点から審査する制度である。制度の構造自体は、前述した(a)(b)の要請を充足する取り決めを実現するに適したものであったといえる。しかし、この制度は、機能不全等を理由として、2014年児童及び家族に関する法(Children and Families Act 2014)により廃止された。この結果、子の監護事項については、積極的に当事者が裁判所に判断・決定を求めない限り、裁判所は介入せず当事者主体による自治的解決に委ねられるに至ったことになる。これは、1989年児童法(Children Act 1989)1条5項の定める、家族の問題に国家はできる限り介入すべきでないとする「不介入原則(the no order principle)」をより徹底したものとみられる。日本の法状況に近接してきたようにも見えるが、1990年代以降、イギリス法は、日本法とは異なり、当事者間のみによる解決の困難性を見据え、第三者による合意形成支援(以下「第三者支援」という)の促進に力を注いできた。イギリスには、伝統的に多様な第三者支援の形態がある。近年、イギリス政府は、そのなかで費用負担の少ない民間の家事調停(Family Mediation)の利用を強力に推進する政策を打ち出し、公費の節減を図ろうとしている。

## 2. 研究の目的

陳述書提出制度の廃止は、イギリスの高い取り決め率にさほど影響を及ぼしていないようである。高い取り決め率の理由は、日本の家族観、社会・文化等との相違もあろう。それに加え、やはり法制度の違いに起因するところも大きいように思われる。

イギリスにおいては、父母らに第三者支援の利用を動機づける何らかの「しくみ」が定着しているものと考えられる。しかし、政府の採用する家事調停利用推進策は十分な成果を上

げられていないという。これまでの研究では、いまだ動機づけに関わる「しくみ」を含め、当事者間の合意形成に対するイギリスの支援システムの全体構造を明確にできていない。本研究は、イギリスの支援システムの構造を明らかにすることにより、予防法的視点に乏しい日本の家族法転換の手がかりを得ることを目的としたものである。

### 3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、文献調査とイギリスにおける実態調査を中心に調査研究を行った。

第一に、文献調査、学会での情報収集などを行い、子の奪い合い発生後のイギリスの事後救済的方法（司法救済制度）の有効性について検証した。

第二に、事後救済的方法の限界性を踏まえ、事前予防的方法の重要性に着目し、現行支援システムの構造を明確化するため、文献調査を行った。また、子の監護に関する取り決めの促進を目的とした第三者支援の実態を調査した。調査の対象とした第三者は、当事者間の合意形成を直接的に支援する事務弁護士（solicitor）・調停員（mediator）、当事者間の合意形成を間接的に支援する面会交流センター（contact centre）などの民間の支援団体である。さらに、裁判移行後も裁判所が当事者に第三者支援の利用を指示する場合、個々の家族の事情に適した第三者支援の選別・提供（支援の個別化・多様化）に關与する公的機関 C A F C A S S（家庭裁判所助言支援サービス（Children and Family Court Advisory and Support Service）の略称）に対してもヒアリング調査を行った。

第三に、現行支援システムの問題点、最近の動向を明らかにし、紛争予防の観点から必要な支援システムの要素を抽出するため、家族法研究者および C A F C A S S、民間の支援団体に対するヒアリング調査を実施した。

### 4. 研究の成果

イギリスでは、子の監護事項に関する父母間の対立に対しては、当事者主体による解決を原則化し、裁判所の負担を軽減しようとしている。そのため、当事者間の合意形成を担保する第三者支援が不可欠なものとして位置づけられている。実態調査により、イギリスでは、すでに民間の支援団体による様々な形態の第三者支援が市民に定着していることがわかった。従来から離婚の際などには、当事者が事務弁護士に支援を求めることが一般的であったようである。しかし、2012年法的扶助、違反者に対する量刑及び処罰に関する法（Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012）、2014年児童及び家族に関する法の制定によって、最近では家事調停の利用が強力に推進されている。前者の法は、裁判費用等に関する法律扶助の利用範囲を縮小化したため、事務弁護士の利用を事実上制限するものである。後者は、裁判移行前に当事者が調停に関する情報の提示を受け、間接的に調停等の利用が推進される「調停情報・評価ミーティング（Mediation Information and Assessment Meeting）」制度を導入したものである。

調査研究の結果、イギリスの支援システムに関して、主に以下の3点が明らかになった。

#### 1) 裁判移行前における第三者支援の単一化政策とその限界

イギリスでは、家事調停利用推進策が支援システムの中心をなすが(いわば第三者支援の単一化)、実際には十分な成果を上げられていない。家事調停が対立の程度、家族の関係性など個々の家族の事情にすべて対応し切れる支援形態ではない点に家事調停利用推進策の限界がある。

#### 2) 裁判移行後における支援の個別化・多様化

子の監護事項について当事者が裁判所に判断・決定を求める場合であっても、合意形成の余地が認められる限り、児童法の不介入原則に基づき、裁判所は命令(order)を下さない。その場合に対応する措置として、2000年以降、裁判所が第三者支援の利用を当事者に指示するなどの実務運用がなされてきた。その都度、CAFCASSが当事者らに関与し、個々の家族の事情に適した支援形態の利用を裁判所に助言する役割を果たしている。CAFCASSを通しての各事件のトリアージに基づく支援の個別化・多様化の実現が、合意形成の可能性を高める要素となりうるものであることが明らかとなった。

#### 3) 第三者支援の個別化・多様化に向けた新たな展開

1)、2)からなる現行支援システムに対し、研究者、実務家などのグループは新たな取り組みを試行的に実施している。早期の段階からのトリアージに基づく支援の個別化・多様化の実現こそが、効果的な支援システムの要素となるという考え方が浸透しつつあるものとみられる。紛争予防の観点から日本における家族法の転換を検討するうえで、重要な示唆を得られたものといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤千恵	4. 巻 25
2. 論文標題 婚姻が破綻した父母による子の奪い合いに対する事後救済的取り組み—イギリス法の場合—	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中京学院大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 59-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20732/00000105	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐藤千恵
2. 発表標題 子の監護事項に関する第三者の合意形成支援に向けたイギリスの取り組み
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第24回学術集會おかやま大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐藤千恵
2. 発表標題 別居・離婚後の子の監護問題に関するイギリス家事司法システムの取組み 当事者間の合意形成支援の適合理化を図るCAFCASSの役割に着目して
3. 学会等名 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会第2回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----